

パブリックコメントの結果について

1 意見募集期間及び提出方法

(1) 意見募集期間

平成29年1月31日（火）から平成29年3月1日（水）

(2) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

2 意見募集の結果

- ・「医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（案）」 4件
- ・「医療法施行規則の一部を改正する省令（案）」 1件
- ・「医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（案）」 2件

3 主な御意見の概要と御意見に対する考え

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	5疾病に加えて、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、肺炎を含む呼吸器疾患を6番目の疾病として加えること。5事業に外国人に対する医療を6番目の事業として加えること。	「医療計画の見直し等に関する検討会」における議論を踏まえ、肺炎については、医療計画に記載すべき5疾病に加えることとはしないものの、その対策については、他の関連施策と調和をとりながら、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じることが重要であると考えており、その旨を通知で明確化する予定です。 外国人に対する医療については、都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画である医療計画の性格になじまないものと考えております。
2	既存病床数等について、無菌病室、集中強化治療室及び心疾患強化治療室の病床を算定する改正は、大病院の優遇ではないか。	「医療計画の見直し等に関する検討会」における議論を踏まえ、治療室については、無菌病室、集中強化治療室及び心疾患強化治療室の他にも多様な治療室の類型が存在していることから整理を行い、専ら治療を行うために用いられる病床である放射線治療室以外の病床を、既存病床数等

		として算定するよう見直すものです。
3	<p>療養病床及び一般病床の平均在院日数は、政府の施策により短縮傾向にあるが、これに基づいた病床削減は現時点で限界ではないか。</p> <p>都市部では高齢者人口は減少に転じるまでには、高齢者人口が一旦増加傾向に転じると予測されるが、そのような時期に病床削減を行うと、現場で混乱が起きるのではないか。</p> <p>また、高齢者人口は減少してきている地域（地方）でも、高齢者を受け入れる施設数が慢性的に不足しているところもあるのではないか。</p>	<p>「医療計画の見直し等に関する検討会」における議論を踏まえ、今後高齢者人口の増加が更に進む地域においては、医療需要の増加が大きく見込まれ、それに応じた医療提供体制の整備が求められることから、病床過剰地域で、病床の必要量が将来においても既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合は、基準病床数の見直しを毎年検討し、必要に応じて基準病床数算定時の特例措置で対応することとする旨を、通知で明確化する予定です。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの不可欠の構成要素である在宅医療について、医療サービスと介護サービスが地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、都道府県や市町村関係者による協議の場を設置し、介護保険事業計画等と整合的にその整備を図ることとしております。</p>